

2025

1

JANUARY

社協情報 ノーマ No. 383

年頭所感

●「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた社会福祉協議会への期待 <p.2>

社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木 厚子

●地域福祉のさらなる推進に向けた 市町村社協の事業・組織基盤の強化のために

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員長 越智 和子

特 集 令和6年能登半島地震から1年

～被災者の生活再建に向けた取り組み～ <p.3>

事例1 地域支え合いセンター運営を通して広がる地域の絆

石川県・穴水町社会福祉協議会

事例2 生活支援を重視した災害ボランティア・支え合いセンターの立ち上げ

富山県・氷見市社会福祉協議会

●社協活動最前線 <p.6>

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援体制づくり

千葉県・木更津市社会福祉協議会

●ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第17回】 <p.8>

ビネット12 「ゴミを燃やすことが日課となっている知的障害の男性への支援」（前半）

同志社大学 教授 野村 裕美氏

東京都立大学 准教授 室田 信一氏

豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

●社協×〇〇 ～他分野との協働で広がる可能性～【第7回】 <p.10>

社協×音楽

音楽が紡ぐ居場所づくり～つながる円と縁～

ミュージックコミュニティ 縁奏 代表 水谷 弥生氏（岐阜県瑞穂市）

●仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう～ <p.11>

交通空白地の解消に向けて

～自家用有償旅客運送制度などの見直し～

●「基本要項2025」への期待【第8回】 <p.12>

千葉県・柏市社会福祉協議会 地域福祉課長 高橋 史成氏

年頭所感

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた 社会福祉協議会への期待

社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 村木厚子



新年明けましておめでとうございます。皆さまの今年の御健勝、御多幸を心よりお祈り申しあげます。

昨年は、自然災害により各地で大きな被害が発生しました。なかでも、1月1日に発生した能登半島地震ならびに9月に発生した能登半島豪雨災害においては、長期にわたり全国の社協職員に災害ボランティアセンター運営支援活動を展開いただきました。新年を迎えた現在も、まだ復興途上の地域があります。被災地の方々に心よりお見舞いを申しあげますとともに、支援活動にご尽力賜りました全国の社協の皆さんに感謝申しあげます。

さて、国では、令和2年改正社会福祉法附則第2条に基づく、施行5年後の見直しに向け「地域共生社会

の在り方検討会議」を開催しています。会議では、今後の包括的支援体制整備の在り方等について検討が進められており、地域生活課題が複雑・複合化するなかにあって、社協に対する期待も高まっています。

本会政策委員会では、このような制度動向やコロナ禍を経た社会の状況変化を踏まえ、「全社協 福祉ビジョン2020」の検証作業を行い、取り組み期間の中間にあたる令和7年度に改訂を行うべく議論を進めているところです。多様な組織・関係者とともに、包括的支援体制の構築を進めていくため、社協が「連携・協働の場」としての役割を發揮されることを期待しております。

今後も本会では、幅広い関係者とのネットワークを活かし、積極的な政策提言と現場実践の推進に取り組んでまいります。今年もまた、引き続き、ご支援とご協力をお願い申しあげます。



地域福祉のさらなる推進に向けた 市町村社協の事業・組織基盤の強化のために

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 委員長 越智和子



令和7年の新春を迎え、謹んでお慶び申しあげます。

昨年も、全国各地で自然災害に見舞われました。特に、令和6年能登半島地震、能登半島豪雨災害においては、全

国各ブロックのご協力をいただきながら社協職員の応援派遣による災害ボランティアセンターの運営支援や、被災地に心を寄せた活動を展開いただきました。心よりお礼申しあげます。被災地においては、今なお厳しい生活を送りながら、新年を迎えております。被災地の皆さまの1日も早い生活再建を祈念し、エールを送り続けたいと思います。

少子高齢化、人口減少、地域生活課題の複雑化・複合化に加え、地域福祉を基本とした政策・施策が進展するなかで、社協は地域福祉の推進主体としての役割を果たせるか、今までに真価が問われています。

昨年は、社会福祉協議会 基本要項2025の策定を契機として、さまざまな機会に全国の社協の役職員が改めて社協について考え、意見を交わしてきました。まず、社協の役職員自身が各社協の特徴や強みを十分に認識し、地域の実情に応じてそれらを発揮していくことが重要です。

地域福祉推進委員会では、全国からお寄せいただいたご意見をもとに、基本要項2025のとりまとめに向け協議を進めております。全国の社協におかれましては基本要項2025策定後、それをもとに自らの実践を振り返り具体的な取り組みにつなげていただくことをお願いします。「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、地域福祉のさらなる推進に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆さんにとっても良き年となりますよう祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。





特集

令和6年能登半島地震から1年 ～被災者の生活再建に向けた取り組み～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震から1年が経過した。被災地の社会福祉協議会（以下、社協）では、発災直後の混乱期から、インフラの復旧とともに生活再建が徐々に進む現在まで、それぞれのフェーズで被災者に寄り添った支援を展開している。

特に、災害からの復興が進む現在は、社協の運営する地域支え合いセンター（以下、センター）が、被災者のサポートと地域づくりを展開している。生活支援相談員等が仮設住宅や在宅避難者等を訪問して見守りや相談支援を実施するほか、サロン等によるコミュニティ形成を支援している。

仮設住宅等新しい環境で生活を始めた方々や、地域の状況が大きく変化したなかで自宅で生活を続ける方々とともに、コミュニティをどう再構築していくか、センターに期待される役割は大きい。センターの運営を経験した社協の方は、「地域支え合いセンターの事業はまさに地域福祉活動そのものである」と話す。

しかし、センターについての認知度は低く、これまで被災経験のなかった社協においては、まったく新しい事業を行わなければならないという負担感を感じるケースも多い。

そこで、本特集では、発災直後からの社協の災害支援の実態やセンターの運営、地域福祉活動との関わりについて、各地の事例を通して学ぶ。

事例 1

地域支え合いセンター運営を通して広がる地域の絆

石川県・穴水町社会福祉協議会

つながりが支援の輪を広げる

穴水町の人口は6,949人（9月末現在）で、高齢化率も約50%に上っている。4月1日時点で人口が7,212人だったことからもわかるように、震災をきっかけに人口減少が加速している。

町は、2007年の能登半島地震で中心地に大きな被害を受けたが、今回の地震ではそれ以上の被害となっている。現在、町の世帯数は約3,500。それに対して、家屋被害が約7,000軒（住宅約3,340軒、非住宅約3,553軒）と、空き家を含んでほとんどの世帯が被害にあったと考えられる。

穴水町社会福祉協議会（以下、町社協）では、さまざま外部の支援団体からご支援をいただいたが、なかでも17年前の地震の時に支援してくださったNPOレスキューストックヤード（以下、RSY）が発災直後から支援に駆け付けてくれたのは心強かった。1月10日の災害ボランティアセンター（以下、災害VC）の設置に向けた準備を進めることができたのは、RSYが関係する外部支援者につないでくださり、町社協への支援の輪が広がったためである。

また、支援に来た全社協や石川県社協、倉敷市社協などに、地域支え合いセンター（以下、センター）の設置を見す

えた体制整備の必要性について早くから聞いていた。そのため、6人しかいない町社協の職員だけでは長期にわたる災害対応が困難であると判断し、災害VCの運営段階からセンターの体制整備にもつながる職員の確保を早めに進めることができた。

支援の入口を大切に

早期から準備を進めたとはいえ、発災から当面の間は、避難所や災害VCの運営に追われ、センターの設置に手を付けられる状況ではなかった。6月に入り本格的にセンター事業を開始したものの、20名の生活支援相談員を順次採用しながらの見切り発車的なスタートだった。

そうしたなかで、町社協が特に大事にしたのが、「仮設住宅の入居説明会」への職員の参加だった。仮設住宅を訪問するにあたり、センターや生活支援相談員を知ってもらうことが支援の入口として重要であると考え、説明会には必ず参加し、地域住民と顔の見える関係性の構築に努めた。最初は町社協からアプローチをかける形で参加したが、徐々に行政の理解も得られ、入居説明会の案内や日程の情報を行政からいただけるようになった。これまでに参加した説

明会は20回以上になる。

また、仮設住宅の入居開始から1週間は、支援の入口として入居直後の不安な時期を支えることが重要であると考え、仮設住宅の談話室にボランティアが常駐、いつでも相談を受け付ける体制を整えた。このボランティアのなかから生活支援相談員として活動いただくことになった方もいる。

加えて、被災高齢者等把握事業との連携についても早い段階から意識した。同事業は全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）やRSYが受託したが、町社協としても訪問調査に協力したり、地元の民生委員さんを紹介したりして、訪問員として雇用していただく等、円滑に情報共有ができる体制を整えてきた。結果として、被災高齢者等把握事業で要配慮と判断した在宅避難者50世帯については、センターの訪問先として継続支援を行っている（穴水町では、民生委員との役割分担により、在宅避難者は民生委員が見守りをすることと整理し、在宅避難者のうち要配慮の50世帯についてはセンターの対象としている）。

住民の集う場所

センターの事業として特に意識しているのは、住民が出向ける場所の確保である。仮設住宅の談話室や近隣の公民館は常に開けておき、いつでも気軽に立ち寄れる場所として提供している。各仮設住宅の区長の理解も得て、今では区長自ら朝晩鍵を開けてくださるようになった。

談話室では、町社協やRSY、町の保健師のほか、炊き出しや足湯、ヘアカットやマジックショーまで幅広い外部の支援団体が活動する場となっている。

サロン活動は女性の参加が多いものの、男性の参加率が低いことを踏まえ、モノづくり（屋台づくり）のイベントを実施したところ、多くの男性が参加した。今ではボランティアの活動拠点のDIYをしていただいている。

また、仮設住宅への移動によりこれまで行っていた畑作業ができなくなり寂しいとの住民の声をうけ、石川県能登半島地震地域コミュニティ再建事業を活用して園芸スペー

スもある、地域の人が集う憩いの場を仮設住宅の近くで住民とともに整備した。ほかにも、コミュニティバスを手配して買い物支援をしたりすることで、少しずつ元の生活に戻っていくお手伝いもしている。

自分たちの地域だから自分たちで責任をもって

センターの運営にあたっては、行政をはじめ、関係機関の協力が欠かせない。幸い、発災後すぐに災害VCの設置・運営のために行政・町社協・NPOの三者会議を毎週行っていたことから、行政との連携はとてもスムーズであった。その関係性が、センターの見守り支援対象の判定会議やケース会議にもつながっている。

発災後から現在に至るまで本当に多くの外部支援者に助けていただいたが、そこに頼り切ってしまってはいけない。やはり自分たちの地域のことは自分たちが責任をもたないといけないと思っている。1月の発災から「一人もとりこぼさない」をモットーに活動してきたが、現在のケース会議では、センターだけでなく、穴水町のさまざまな関係機関がひとつつのケースに対して一丸となって対応しており、地域全体で同じ思いのもと、支援を進めているという実感がある。

さらに、センターは孤独・孤立を防ぐための活動をしているが、実は支援者側も孤独・孤立を感じることもある。その気持ちに寄り添い、課題や悩みがあればひとつずつ丁寧にみんなで解決していくような運営が今後も必要である。



仮設住宅入居説明会の様子

事例 2

生活支援を重視した災害ボランティア・支え合いセンターの立ち上げ 富山県・氷見市社会福祉協議会

氷見市社協の特長と被災状況

氷見市社会福祉協議会（以下、市社協）では、さまざま

事業を受託し、地域福祉・ボランティア推進課（以下、推進課）に複数（6名）の職員を配置するとともに、平成26年に開設した、福祉の総合相談窓口であるふくし相談サポート

センター(基幹相談や生活困窮者支援部門等、以下、サポセン)に9名配置している。さらに令和3年からは、重層的支援体制整備事業の各種事業を受託し、個別支援と地域支援を一体的に進めている。

そのようななか、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、氷見市では震度5強を観測した。家屋の倒壊や道路の隆起、市全域にわたる断水などの被害を受け、家具や建物の一部が散乱したり、外観は無事に見えても家屋内も液状化により床が押し上げられたりした。指定避難所は25か所開設し、ピーク時で6,000人が避難した。そのほか、民宿やお寺等へ自主避難した市民も多く、発災直後の安否確認は予想以上に苦労した。

生活支援を視野に入れた災害ボランティアセンターの立ち上げ

市災害対策本部の要請を受け、1月5日に「災害ボランティア・支えあいセンター」(以下、センター)を立ち上げた。センターの特長は、「生活支援」を重視したことである。ボランティアニーズのマッチングだけではなく、相談時から生活全般のニーズを把握し、ボランティアでできること以外のニーズも把握することで、孤立・孤独を早期に把握するとともに、未然に防ぐことをねらった。これは、今回の震災がきっかけで体制を整えたのではなく、普段の体制をそのまま災害時に活かすことを重要視し、事前に訓練等でも実施していた体制を多少の修正を行いつつ実現したものである。

普段の取り組みとして、前述のとおり重層事業で、多職種連携やアウトリーチの強化、相談窓口の総合化等、個別支援体制の強化を図ってきた。さらに、孤立した世帯と地域住民をつなぐための取り組みとして、地域による個別支援活動を充実させるために、「災害」をキーワードにして、「福祉防災マップ」の作成を行い、災害時の体制も検討しつつ、普段からのつながりを強化するための見守り・支えあい活動(ケアネット活動)と連動させてきた。

センターにおける具体的な職員の動き

センターへの相談件数は、これまでに約600件。相談が入れば、必ず現地調査を2名1組(市社協のサポセン職員と推進課職員を中心に他部署職員、ピーク時は、県内外の応援社協にも担ってもらった)で行った。聞き取りや現場の様子を元にアセスメントし、誰が何をするのかを明確にした支援プランを作成。その後、プランの妥当性を協議する「仕分け会議」を行い、会議で決まったことを実行していった。

当初は相談件数多く、聞き取りや観察が甘くなり、アセスメントが十分ではなかったために、1ケースに対して最長で1時間議論することもあった。生活支援を重視するためには、この行程が重要だと思っていたことと職員の負担を軽減するために、週のうち2日を、ボランティア活動者の受け入れを行わず、現地調査と仕分け会議を行う日に充てた。

このような日々を繰り返すことで個別支援の経験が浅い職員もコツをつかみ、数か月の間にアセスメント能力が格段に上がり、仕分け会議の1ケースにかける時間もどんどん少なくなっていました。また、会議の場では、皆の意見を聞き、最終的に方針を決定する役割が重要になってくるが、複数の職員がその役割を担うまでに成長したことも大きな収穫であった。



仕分け会議の様子

生活支援を重視したことで見えたこと

センターに寄せられた相談のうち、新たに多機関協働事業の専門職がマネジメントしなければいけないようなケースは約30世帯であった。これらの世帯への関わりについては、ボランティア以外の支援も重要なため、1月末から週1回「支援会議」を行い、支援の進捗を確認し、支援の滞りがないように進めた。今では、開催頻度を月1回に減らしたもの、毎回10件程度の進捗確認を行っている。

災害時には、多くの住民が一瞬にしてさまざまな生活課題を抱えることになり、どう動けばよいか分からず、SOSを出せず孤立してしまう、ということは過去の経験からもわかっていた。そのため、つながった時に、今の状態から将来的にどのようなことに困り、そのためには何をしなければいけないか、という見通しを整理して、見えるようにすることで、不安が軽減し、前に進む力を少しずつ取り戻す方々を目にすることことができた。

改めて、普段からこのような支援を実践していなければ、災害時など非常時の支援で役割を果たせないと感じている。

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援体制づくり

千葉県・木更津市社会福祉協議会



木更津市と川崎市を結ぶ東京湾アクアラインの中間点に位置する「海ほたる」。360°海を見渡すことのできる人気の観光スポット。

木更津市社協では、平成26年4月より「きさらづ成年後見支援センター」を設置し、行政や多機関・多職種と地域におけるめざす姿を共有しながら、一人ひとりに寄り添った権利擁護支援の取り組みを推進してきた。重層的支援体制整備事業の実施によりさらに発展していく取り組みと今後の展望についてお話をうかがった。

社協データ

(2024年11月1日現在)

【職員数】 53人（正規職員18人、嘱託職員25人、非常勤職員10人）

【主な事業】

- 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業・子どもの学習支援事業）
- 生活支援体制整備事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ボランティアセンター事業
- 地区社協活動支援事業
- 身体障害者福祉センター自立訓練事業
- 重層的支援体制整備事業
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見中核機関事業
- 法人後見受任事業
- 市民後見人養成事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 市民総合福祉会館管理運営事業
- 老人福祉センター管理運営事業

きさらづ成年後見支援センターの設置

木更津市社会福祉協議会（以下、市社協）が、「きさらづ成年後見支援センター」（以下、センター）を設置したのは、平成26年4月のことである。設置の背景について、高木淳佳事務局長は次のように語る。「全国の状況と同様に、木更津市でも高齢化が進んでいました。加えて、千葉県後見支援センター（千葉県社協が設置）作成の資料によると、市の全人口に占める日常生活自立支援事業（以下、日自）の推定対象者のうち、実際の利用者は1%強にとどまっており、具体的な支援に結びついていない人が相当数いると推定されていました。判断能力の低下が原因で『当たり前の権利』が侵害されることはあるはずではないことです」。

一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしい自立した生活ができるよう、総合的な権利擁護支援体制の確立をめざすため、日自や成年後見制度を含む権利擁護に関する相談を一体的に受ける体制の整備を行政等へ提案し、センターの設置に至ったのだ。

センターの開設当初は、日自や成年後見制度に関する相談支援、広報啓発活動、法人後見の受任事業を実施。その後、市民後見人養成事業や死後事務委任契約事業等、地域のニーズに応えるかたちで事業を拡大していった。

それまで、地域包括支援センターをはじめとする各相談支援機関においても、権利擁護に関する相談は受けていたが、対応に苦慮することも多かったという。センターができることで、「市社協につなげば、具体的に支援してもらえる」という認識が関係機関にも広まり、各機関からの相談も増え、連携がより密なものになった。また、市社協職員の権利擁護意識も高まり、介護支援専門員や生活支援コーディネーター等、他部門の職員からの相談事例も増えたという。



一般市民向けの研修会。芸人「マンマーレ」による成年後見制度紹介の後に、社会福祉士、元市民後見人を迎えディスカッションを開催

多機関・多職種の顔の見える関係づくり・ 中核機関設置による成果

このようなセンターでの取り組みを基盤に、令和元年8月には中核機関を受託した。「木更津市における地域連携ネットワークのあり方や中核機関の役割について考えるにあたっては、市社協と行政だけでなく多機関・多職種で意見や想いを共有することが大切だと感じました。そのため、中核機関受託の検討を契機に、行政とともに平成29年度末頃より弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等の専門職団体や、医療機関、地域包括支援センター、各種相談支援事業所、家庭裁判所等とめざすべき姿を共有しました。それぞれが感じている課題や、各機関の役割等について意見交換を重ねたのです。結果として、この顔の見える関係づくりが土台となり、現在の木更津市の地域連携ネットワークにおける協議会の設置につながりました」と高木局長は語る。

地域における権利擁護支援体制のあり方を共有したことで、関係機関全体の意識が高まり、「少し気になる」段階で市社協に相談としてつながることが増えてきた。これまででは気づかれることのなかった潜在的なニーズの掘り起こしが進むとともに、それぞれの立場からの多角的な視点による意見交換が可能になった。

中核機関設置後は、本人にとって相応しい後見人等が選任されるよう、後見人等候補者調整会議においては医療、



木更津市 (千葉県)

東京湾に面し、房総半島の西側に位置する。対岸の神奈川県川崎市とは東京湾アクアラインで結ばれており、国内唯一の海上パーキングエリア「海ほたる」はグルメや足湯、絶景が楽しめる人気スポット。市内の證誠寺は、童謡「証誠寺の狸ばやし」の舞台で、木更津駅からの道すがら、たくさんのタヌキのイラストやモニュメントに出会える。

【地域の状況】(2024年11月時点) ●人口／136,903人 ●世帯数／66,920世帯 ●高齢化率／27.7%

司法、福祉の専門的知見を確保するとともに、可能な限り、申立て前に本人と候補者の顔合わせの機会を設けるなど両者の相性にも配慮する仕組みとした。これにより、成年後見制度利用前から本人の自己決定が尊重され、候補者にとっても受任判断に必要な情報を得ることができる体制となった。こうした体制は、第一期成年後見制度利用促進基本計画の施策のひとつ「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」を具現化したものだった。

市民後見人の養成と活躍

市社協では市民後見人の養成、活躍支援にも力を入れており、平成27年度から取り組んでいる。「関係機関や市社協の権利擁護の意識の高まり、認識の共有も大切ですが、地域共生社会の実現に向けては、住民同士の支え合いである市民後見人の育成も重要です」と高木局長。市民後見による活動は、権利擁護支援を必要としている住民の存在を地域に伝え、理解を広げるとともに、地域の助け合いの力を育むなど住民参加の権利擁護支援体制の構築につながるものだからだ。

現在、市民後見人養成研修の修了者は64名。うち13名が受任し活動している。実に、中核機関が受任調整をしているケース全体のうち、約2割は市民後見人が選任されている。市民後見人が活躍する背景には、市社協の丁寧なバックアップがある。養成講座の修了生は、まず市社協の法人後見支援員として後見業務に従事したうえで、市民後見人として活動をしてもらう。選任後の活動について、センター所長の花崎修一氏は「市社協が成年後見監督人となり、適宜相談に乗れる体制をとっています。また、市民後見の方には、月に1度事務所に来てもらい、支援の実施記録等を提出いただくとともに、3か月に1度後見監督連絡会を開催し、全ての市民後見人に集まってもらい、課題や情報の共有をしています。また、対応に困った事例とその対応などをフィードバックすることで、今後の活動に活かしていただけるようにしています」と語る。また、「社協は、住民組織・行政やさまざまな団体を構成員とする協議体組織であり、公益性の高い社協が監督人として携わることが、市民後見人の活動の信頼性を担保することにもつながっています」と高木局長は話す。

さらなる総合的な権利擁護支援の構築に向けて

これらの取り組みを活かし、令和3年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業（以下、移行準備事業）、令和4年度から重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）を受託した。受託の経緯について、高木局長は「成年後見制度利用促進体制整備とともに、重層事業はあくまで地域共生社会の実現を目的としたひとつの事業でありツールです。そういう意味では、市社協がこれまで培ってきた経験と実践を基盤に、両者を有機的に機能させることができることになります」と話す。

重層事業の受託を機に、組織体制を強化するため、中核機関を担うセンターと同じ総合支援課のなかに「トータルサポート推進係」を新設。重層事業の進捗管理に加え、局内連携と多機関との連携に関する調整を担っている。総合支援課長の北原睦子氏は、「重層事業の実施により、本当に多くの関係機関とつながることができました。これまで以上に関係機関同士をつなげていきたいという思いから、重層的支援会議とは別に関係機関がゆるやかにつながる関係機関連絡会を実施し、テーマ別の検討や研修などをしています」と話す。権利擁護支援は、どの機関も関連があるので、日自や成年後見制度、意思決定支援について話す機会もあるという。

「木更津市でも、身寄りのない・身寄りを頼れない高齢者が増えています。高齢者だけではなく、子どもや若者などあらゆる世代に権利擁護支援を必要とする方はいます。こうした方々を、地域社会全体で支え合う必要があります。だからこそ、地域のめざすべき姿を多機関と共有し、それぞれが強みを活かしながら連携することで、木更津市全体の権利擁護支援体制をより強固なものにしていきたいと考えています」と高木局長。

これまでの権利擁護支援の取り組みを基盤に、地域共生社会の実現に向け、まさに地域のハブとなって地域福祉を推進する市社協の今後の取り組みに期待したい。



本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。解決を目的とする一般的な事例検討とは異なり、社協職員としての考える力の向上や思考の広がりを目的としています。紹介するコメントが正解というわけではありません。あくまでもいち検討会参加者としての着目点を紹介しているので、ご自身の考えとの異同を味わい、多様な考えに触れてみてください。

今年度は、野村裕美氏(同志社大学 教授)、室田信一氏(東京都立大学准教授)、勝部麗子氏(豊中市社協 事務局長)に加え、事例に登場する本人の状況に理解のある支援機関や当事者団体の方にも検討会に参加いただき、一事例を2号にわたってとりあげます。

さっそくビネットに登場するCSWの立場に立って、「私ならここに着目する」という視点を大切に読み進めてみましょう。

ビネット

12

ゴミを燃やすことが日課となっている 知的障害の男性への支援 (前半)

今回検討会に 参加してくれた方 ●岩手県・大船渡市社会福祉協議会 伊藤 勉氏 ●香川県・善通寺市社会福祉協議会 平井 彩菜氏、文榮 友和氏
 ●岐阜県・大垣市社会福祉協議会 柴山 泰輝氏 ●一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 小島 幸子氏
※本事例は個人が特定されないように一部加工しています。

「あなた」はどこにいるの？



ここはとある市社会福祉協議会。私は、数年前まで日常生活自立支援事業の専門員を担当しており、現在はCSWとして従事しています。

どのような事例？

知的障害のある40代男性Aさんについて、Aさんの妹より相談がありました。Aさんは妹と甥(妹の子)2人の4人暮らしで、全員が知的障害を抱えています。

妹の一番の心配は、Aさんが毎朝家の横でゴミを燃やすことで、火を消さないまま外出する時もあり、火災の危険性に気を揉んでいます。相談を受けて、基幹相談支援センターの相談員と連携し、ゴミの捨て方をAさんと一緒に確認したり、火災の危険性を伝えたりするなど試行錯誤してきましたが、なかなか解決できません。

また、自治会の掃除に参加しないなど近隣とのトラブルも多いほか、家族関係の不和、甥の発達障害などさまざまな課題があります。関係機関や民生委員・児童委員と連携しながら対応してきましたが、Aさん家族に頼れる親族や近隣住民もおらず、日常的に声がけや見守りをしてくれる人はいません。

どうしてあなたはこの事例を選んだの？

火災の危険性もあるので、ゴミを燃やすことについては早急に解決したい課題ですが、関係者間で協議するも解決方法が見つかず、CSWとしてアプローチ方法を検討したいからです。



ビネットを読んで追加で聞いたみたいことがあれば質問してください。



Aさんの家族の状況について教えてください。



世帯全体の収入状況やAさんと妹の就労状況など教えてください。



Aさんは独身で、妹はシングルマザーです。子ども二人のうち、長男は元夫の子で現在特別支援学校に通っている中学2年生です。次男は現在6歳で父親は不明ですが、就学時健康診断で知的障害の疑いがあると言われています。Aさんの母親は早くに亡くなっていますが、父親は6年ほど前まで同居していましたが、今は施設に入所しています。



Aさんも妹も就労継続支援B型事業所に通っているためその工賃と、受給している障害年金が収入となっています。持ち家であること、Aさんも妹も日常生活自立支援事業を利用していることで、家計は安定しています。

※本連載では、住民と協働して個別支援に取り組む地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を「CSW」と表記しています。



連携している関係機関を教えてください。



基幹相談支援センターや市の社会福祉課、B型事業所の相談員が主な関係機関です。民生委員・児童委員は何かと心配してくれており、自治会の集まりや掃除の参加方法などさまざまな情報をくれる関係です。



子育てに関係する支援機関や、火災に関連して消防署や消防団との関わりなどはありますか。



市の子ども課の相談員やひとり親世帯向けのフードバンクを行っているNPO法人との関わりはあります。消防署や消防団との関わりはありません。



関係機関での協議はどのようなタイミングで開催していますか。



約半年に1回、モニタリングなど支援計画の定期的な見直しのタイミングで関係者が集まり、ゴミを燃やすことなどその時期に課題となっている事項を協議しています。



家事はどなたが行っていますか。



Aさんにも妹にも社協の訪問介護員が入っており、食事を作ってくれていますが、妹が作る時もあります。ただ、Aさんと妹は非常に不仲で食事は別々に摂っています。



お父さんは特に障害はなかったのでしょうか。



正確にはわかりませんが、家にいた際の言動から知的障害があったのではないかと感じています。



それでは社協職員の皆さんならどこに着目しますか。それはなぜでしょうか。



父親の言葉には従うという話がありました。現在、父親のようなAさんが信頼できる人や話ができる人がいるのかが気になりました。私も支援するなかで、知的障害がある方に助言などをどのように受け入れてもらうか、難しさを感じています。支援者だけで解決するのではなく、インフォーマルな社会資源を含めてAさんがもっているつながりを今一度アセスメントしたいと考えます。



この世帯が住んでいるのはどのような地域ですか。



市街地から少し離れており、昔からの住民と新しい住民が混合しており、昔からの住民は地縁関係が非常に強いですが、新しい住民とはあまり交流がない地域です。この世帯は昔からこの地に住んでいます。



父親が家にいたときの家の中の様子や近隣住民との関係はどのような状態でしたか。



家の中では父親が強い存在で、父親以外の4人は仲が良くまとまっていた様子でした。近隣住民との関係も悪くなく、父親が自治会長を務めた時も周りの人が助けてくれたり、兄妹のことも幼い頃から知っている間柄でした。



ゴミを燃やすことについて、ゴミを燃やさなければいけないと考えての行動なのか、火を扱うことが好きなのか、Aさんから理由は聞いていますか。



父親が庭でよくゴミを燃やしていたそうで、Aさんは父親がやってよいと言ったことに従っていたようです。一方で、火が好きという側面もあるかと思い、安全に火を楽しめる方法も模索しました。また、「野焼きは犯罪だよ」「これだけの刑罰があるよ」と話したこともあります。逆効果でしばらく口をきいてもらえなくなりました。



B型事業所では何をしており、ほかの利用者とはどのような関わりをしていますか。



さまざまな障害種別の人がいる事業所で、箸を袋に入れる作業をしていたようです。ほかの利用者に対してたくさん話かけているようですが、それが嫌がれたりすることもあると聞いています。甥に対しても同様だそうです。

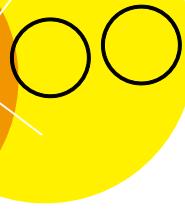


火災は命の危険に直結し緊急性が高いので、半年に1回のモニタリング時を待たず早急に関係者を集めてケース会議を行う必要があると考えます。また、Aさんを良く思わない近隣住民の思いを聞き取ったり、消防署や消防団との顔つなぎをしておくのも有効かと思います。一方で、Aさんはゴミを燃やすことを何かの役割や使命としてやっているところもあるのかもしれません。Aさんの行動理由をもう少し探りたいです。

次号
予告！

2月号では、今回の事例検討を踏まえて一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の小島さんから助言をいただきながら、知的障害の人への理解やCSWの役割について考えます。

※より詳しくまとめている「地域福祉コーディネーターのためのビネットで学ぶ地域福祉実践(地域福祉コーディネーターリーダー研修テキスト)」はホームページ「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」から購入のお申し込みができます。



～他分野との協働で広がる可能性～

これまで福祉とあまり接点がなかった分野で活躍する人・団体にフォーカスし、福祉や社協の新たな可能性を探る新連載。第7回は、さまざまな生きづらさを抱えている地域の子ども・若者・親を対象に身近な受け皿(居場所)の構築をめざしている「ミュージックコミュニティ縁湊」様です。

第7回 社協×音楽

音楽が紡ぐ居場所づくり～つながる円と縁～

ミュージックコミュニティ 縁湊 代表 水谷 弥生氏（岐阜県瑞穂市）

» 活動のきっかけ

団体としての活動を行う前は、編曲家・音楽プロデューサーとして地元の岐阜と関東を行き来しながら音楽の裏方やサポート演奏をしていました。コロナ禍でライブやイベントの仕事が軒並みキャンセルとなるなかで、地元にいる時間が多くなり、音楽や芸術をツールとした地域活動を考えるようになりました。そこで瑞穂市社会福祉協議会（以下、市社協）主催の、さまざまな生きづらさを抱える子どもや若者のための居場所づくり「わくわくスクール」の活動にボランティアとして参加したことで、さまざまな悩みや個性をもつ当事者の子どもや若者と出会いました。彼らと対話や交流を重ねるなかで、音楽を通して自分らしさを表現したり、楽しく安らげる気持ちになってほしいという思いから、ミュージックコミュニティ～縁湊～を立ち上げることを決意しました。



» 音楽を起点として居場所づくりを展開

主な活動は、たとえ家に楽器がなかったり、音楽を習ったことないなくても、音楽を通じた感情表現ができるのだと知つてもらうことです。子どもが自ら選んだ楽器を自由に奏でる演奏体験や、身近にある意外な生活用品が楽器になる体験活動、そしてプロミュージシャンと一緒に演奏して、直接質疑ができる音楽交流会の開催等を行っています。こうした活動のご縁もあり、市社協が主催する不登校・ひきこもりの家族会「和みの輪」でゲスト講師としてお話をされる機会もいただきました。また、その経験を踏まえて当事者家族を対象にした音楽交流カフェの自主企画にも広がり、音楽を起点としたさまざまな居場所が展開できるようになりました。

音楽には年齢や障がいなどの有無を問わずにつながることができる魅力があります。音楽交流会には、3世代で参加される方も増えており、その場が楽しかったで終わりではなく、それぞれのご家庭で体験や交流を振り返ってもらったり、交流会を通じて偶発的に出会った人たちが、地域や年代を超えて円と縁が自然につながる場になっていると実感しています。



» これからの活動に向けた想い

この活動はあくまでも支援という前提ではなく、音楽が起点となって楽しさやおもしろさからつながれるコミュニティ

づくりをめざしています。交流会には、不登校やひきこもり、障害特性のある当事者や家族だけでなく、彼らを支援するフリースクールの事業所の皆さんや、放課後等デイサービスの担当者等も参加されます。

当事者の人たちは、すぐに公的機関や自分に合った相談窓口につながれないこともあります。福祉の専門家ではなくとも、私たちのように地域で身近な受け皿として活動する仲間が増えることで、自然に当事者の人たちに対して安心感やきっかけをつかんでいくための選択肢を与えていけるのではないかと信じています。のために、これからもさまざまな業種の方を知り、実際に協働することで、分野を超えた仲間づくりにも努めていきたいです。そして、生きづらさの有無を問わずに受け入れられる居場所づくりや、支援の輪を広げていくことが現在の目標です。私たちが悩みを直接解決することは難しいですが、悩みを抱えた方々を関係機関につないでいるような、地域のゲートキーパーのひとつを担っていける取り組みをこれからも続けていきたいと思います。



» さいごに

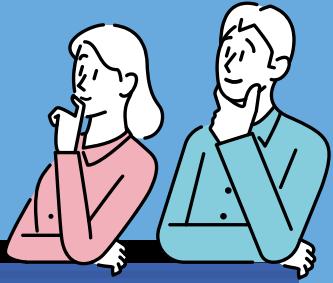
私は編曲家として「一緒に組む人をどう輝かせるか」を何よりも大切にしています。それはミュージックコミュニティ縁湊の活動も同じで、練習の成果を披露する発表会ではなく、子どもたちが興味をもったことをその場で楽しめるような場の提供や、その時感じた疑問をその場で聞いて、分かる・知る体験をしてもらいたいと思っています。市社協との出会いや、実際の福祉活動への参加をきっかけに、異業種だからこそ活かせる実践があり、私たちも新たな気づきを引き出してもらっています。今後も生きづらさを感じる方々が、ほんの少しでも前を向いていけるきっかけを作れるような実践を続けていきたいと思っています。



ダンボールや打楽器を使って、どんな音がするか触って叩いて興味津々の参加者

仕事に役立つTopics

福祉の動きを知ろう



交通空白地の解消に向けて ～自家用有償旅客運送制度などの見直し～

見直しの経緯、目的

近年、運転者不足や利用客減少に伴う不採算路線の廃止等により、地域の公共交通は非常に厳しい状況に置かれています。こうしたなか、国においては、地域交通の担い手や移動手段の不足といった社会問題に対応するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用する制度（自家用車活用事業＝日本版ライドシェア）を創設するとともに、自家用有償旅客運送制度（公共ライドシェア）の見直しが行われました。

自家用有償旅客運送制度（公共ライドシェア）の見直し

自家用有償旅客運送（道路運送法78条2号）は、バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送で、省令において「交通空白地有償運送」および「福祉有償運送」の2種類が規定されています。

すでに各地の社協においても本制度を活用した移動サービスが実施されていますが、さらに取り組みやすくするため、以下のような運用改善が行われました。

「時間帯による空白」の概念の取込み	「交通空白地」の目安を数値で示すとともに夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記。
「対価」の目安の見直し	対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記。
地域公共交通会議の運営手法の見直し	地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断することを通達上明記。
運送区域の設定の柔軟化	運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記。

交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001766048.pdf>
地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001766051.pdf>

無償運送に関するガイドラインの見直し

自家用有償旅客運送と合わせて地域の移動サービスにおいて活用されている「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」（無償運送）については、これまで複数の通達が存

在してわかりづらくなっていました。そのため国土交通省は、これらを一つの通達にまとめて、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を令和6年3月1日付で発出しました。同ガイドラインには以下のポイントが明記されています。

1. 無償運送について

新たに実費の対象として保険料・車両借料を追加

2. 宿泊施設、介護施設の付随送迎

商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能であることを明記

3. 運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

実費の収受が可能であることを明記

4. 地域団体が行う運送サービス

会費で行う運送サービスが可能であることを明記

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

社協の活動・事業、地域福祉との関わり

買い物や通院、就労、サロン活動への参加など、ふだんの暮らしにおいて移動手段は欠くことのできない重要な社会資源です。地域で「困っている」「何とかできないか」といった声を聞くことが多いのではないでしょうか。

国においては、令和6年11月に「交通空白解消・官民連携プラットフォーム」を発足させました。今後、国や自治体、交通事業者、配車アプリなどのサービスをもつ企業、福祉団体等が連携し、日本版ライドシェアや公共ライドシェアなどの拡充により、住民や観光客の移動手段を確保することをめざしています。

各社協においては、関連する制度の情報を収集し、住民や地域の関係者、行政等とともに、地域の実情に合った解決策に取り組んでいくことが期待されます。

地域交通における「担い手」「移動の足」不足への対応方策 のカタログ(国土交通省 令和6年8月)
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001761056.pdf>

「基本要項2025」への期待

第8回



高橋 史成氏(千葉県・柏市社会福祉協議会 地域福祉課長)

2001年沼南町社会福祉協議会入職。2005年編入合併により柏市社会福祉協議会。貸付、ボランティア、地域づくり、企画調整等を担当。2017年から現職。

私にとっての基本要項

私にとって基本要項は、社協マインドの原点のような存在です。入職時に手に取って、無我夢中で地域に関わり、失敗も重ねながら、基本要項が示すことの意味を少しづつ体感し、理解してきたように感じます。今では、各種の方針が整備されていることから、新入職員に基本要項を説明できていない反省点がありますが、そのマインドは、私たちの心の奥にちゃんとあるものだと思っています。

基本要項2025に向けて着目したところ

今回の改定にあたり、現在は、継承していくものの再確認、組織や機能が多様化するなかでの共通事項、時代への対応について、全国からの意見、フォーラム等の声とともに基本要項2025を練り上げている状況にあります。

基本要項検討委員会に参加する機会を得て、これまでの経過から、私が思う重要な要素は次の3点です。

1点めは、個別支援と地域づくりの一体的展開です。地域へのアプローチは、多くの人が抱える地域生活課題への取り組みと、一人ひとりの関わりからの両方が求められています。今後、社協が地域福祉の推進主体として一層発展していくためには、個別支援と地域づくりが双方向で連動し、そこに関わる住民をはじめ、関係者が意識し合って連携することが必要です。例えば、生きづらさを抱えた方に対し、福祉課題だけではなく、その方の特技やできることを見つめ、さまざまな人たちの協力を得ながら、地域での参加・活躍(居場所)ができるよう支援することなどです。長年、地域と向き合ってきた社協は、そのきっかけや環境をつくり、一体的展開につなげていくことができると言えます。

2点めは、協議体機能です。地域福祉の発展により、ほかの中間支援組織をはじめ、多様な主体が地域福祉の推進役

となった今、社協の果たす役割が問われています。福祉関係にとどまらず、興味・関心から多領域の参画を得て、それぞれがもつ強みを出し合ったり、異分野を掛け合わせたりなど、その力を紡ぎあげ、引き出す全体調整の重要度が増しています。社協は、そのプラットフォームとなり、総合コーディネート役として機能することができると言えます。

3点めは、地域福祉の施策化への適切な対応です。地域福祉にかかる事業がつくられ、予算化されることは望ましいことです。しかし、事業としての成果が優先され、住民が置き去りとなり、持続可能なものにならないことが危惧されます。具体的には、会議や活動の実施が目的となり、やらされ感が残るのではなく、やりがいや楽しさの沸き起こるような工夫が求められます。私たち社協は、行政との適切なパートナーシップのもと、るべき地域福祉像を見失わず、住民主体の理念を基本としながら、結果につながる提案・設計・展開をする役割があり、それができると言えます。

全国の社協職員の皆さんへ

基本要項の改定というひとつの節目を迎え、社協組織そのものを考える機会にもなっているのではないかを感じています。

特に住民主体の理念は、私たちが最も大切にしてきたものであり、普遍的なものです。しかし、地域の状況が変わるなか、そのあり方を考える必要があります。ぜひ、今一度、住民主体の理念とはどういうものか、今までと同様の考え方で成り立つか、そうでない場合の手法や過程は何かといったことを再確認の意味を含め、話し合ってみてほしいと思います。

新しい基本要項が、年齢や雇用形態を問わず共有され、社協の未来に希望をもてるものとなり、地域共生社会の実現につながることを切に願います。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。2025年へび年がスタートしました。何かと怖いへびですが、幸運をもたらすともいわれています。今年こそ笑顔あふれる一年になることを祈るばかりです。さて、2年間の出向期間も残すところ3か月となりました。たくさんの先駆的な実践を通してイルミネーションのように笑顔輝く社協職員の皆さまとのご縁をいただきました。各地で出会った社協職員等を記録した「treasure」リストも300名を超えるとしています。これは私の一生の財産です。少し早いですが、在籍中にお世話になりました全国の皆さま、本当にありがとうございました。都城市社協に戻ったあとも引き続き、ご指導をよろしくお願いします！（下巻）

アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

INFORMATION

書籍紹介 福祉教育推進員養成研修テキスト

原田 正樹 著／全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター 発行
頒布価格 700円（税込・送料別） B5判 102頁

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが開催する「全国福祉教育推進員研修」テキストとして作成。



書籍紹介 コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集

全国社会福祉協議会
頒布価格 500円（税込・送料別） A4判 82頁
2024年3月発行



代表者
越智和子
編集人
高橋良太
発行者
東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル
全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会
<https://www.zcwvc.net/>

発行所
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル
全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会
FAX 03-3200-14600 (地域福祉部)

電話
03-3200-14600 (地域福祉部)
FAX 03-3200-14600 (地域福祉部)

デザイン・印刷
株式会社グローバルブリッヂ
デジタル・デザイン・印刷

定価 220円（税込）